

## 平成29年度第3回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成29年6月21日(水) 午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(20名中17名:農地部会委員16名及び会長1名)  
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、  
藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、  
長尾 進、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、  
綾城 初江、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男  
  
(2) 欠席委員(3名)  
海地 博志、藏重 秀雄、田戸 洋志  
  
(3) 事務局  
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・杉山  
  
(4) 会議傍聴人  
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名  
  
(2) 議案審議  
  
(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第3回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数16名、欠席委員3名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川西地区の恒富 竹司委員と川西地区の長尾 進委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、納税猶予適格者証明、競売にかかる買受適格者証明、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申及びその他となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北へ980mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

利用権を設定し現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、30アールとなりますが、山口市が平成28年12月20日に定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ2.1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

事務局開地

農地売買等事業を利用し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、236アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ650mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は52アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ870mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は90アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、以前から耕作していた農地を譲り受け、農業経営の安定化を図るものです。

取得後の経営規模は、53アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

木原部会長

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第5号について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。

次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは6ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図6ページをお開きください。

議案第6号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ830mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、広島県広島市内に居住する、無職の者です。

既存ゴミ置場が収容能力を超えているため、近隣住宅のゴミ置場を新設するものです。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっている、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

育苗箱を置く場所が不足するため、運搬、収納、作業性の利便性を考え苗床

事務局開地

置場として利用するものです。

また、申請地は、平成8年頃に農地法の許可を得ることなく苗床置場として造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第6号及び議案第7号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当認める」と回答があれば許可といたします。

木原部会長

次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、8ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図8ページをお開きください。

議案第8号、仁保上郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ2.1kmに位置する集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、周南市内に居住する公務員です。

現在、借家住まいであるが子供の成長に伴い、手狭なため実家近くの申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第9号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は山口インターチェンジに近く交通の利便性の良く需要が見込めるため、事業所用地と資材置場を造成するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法に規定する開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第10号、大内問田四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第11号、大内矢田北三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ410mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

事務局開地

車の駐車場がなく不便なため申請地を取得し、自己用及び来客用駐車場として整備するものです。

議案第12号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ750mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に主たる事務所を有する、社会福祉法人です。

申請地周辺は人口増加地域で需要が見込めることから、特別養護老人ホームを建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第13号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北東へ2.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、製造業を営む法人です。

事業規模拡大のため、申請地を取得して清涼飲料水等製造工場を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号及び議案第15号、吉敷赤田一丁目は関連があるので、一緒に説明いたします。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ600mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、物品販売業を営む法人と、東京都千代田区内に本店を有し、総合リース業を営む法人です。

交通量の増加による駐車場不足、また駐車場を返還したことに伴い、駐車場を拡張、及び店舗立替えをするものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、アパート経営者です。

事業規模拡大のため、市道に接道し、アパート建築に適している申請地を取得し、共同住宅を建築するものです。

事務局開地

議案第17号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から東へ700mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、熊毛郡田布施町内に主たる事務所を有する、宗教法人です。

利便性を図るため、新たに土地を取得し、信者及び来客者用駐車場を新設するものです。

また、申請地は、平成12年頃に農地法の許可を得ることなく資材置場として造成されたものですが、山口・鴻南地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第18号、矢原町です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ800mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

事業用地として立地条件がよく、収益が見込めるため、造成をするものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、軌道及び土木工事業を営む法人です。

事業所の駐車場として利用するため造成するものです。

議案第20号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ300mに位置する公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

社宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第21号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、徳島県徳島市内に本店を有し、自然エネルギー関連事業を営む法人です。



日照条件のよい申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第22号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、徳島県徳島市内に本店を有し、自然エネルギー関連事業を営む法人です。

日照条件のよい申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第23号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から北東へ400mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く地縁団体です。

近隣の墓地に駐車場がないため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。

議案第24号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から北へ470mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

申請地周辺は交通の利便性が良く、住環境に恵まれ需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号から議案第27号、徳地堀は関連があるので、一緒に説明いたします。

申請地は、徳地インターチェンジから北へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、福岡県久留米市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確

事務局開地	<p>認したところ問題が無いいため、許可要件の全てを満たしているものでございます。</p> <p>御審議よろしくお願いいいたします。</p>
木原部会長	<p>ただいま事務局から議案説明がありました。</p> <p>これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。</p> <p>担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>それでは議案審議に入ります。</p> <p>委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。</p>
木原部会長	<p><b>【なし】</b></p> <p>特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第8号から議案第27号について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
木原部会長	<p><b>【委員挙手（多数）】</b></p> <p>挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。</p> <p>それでは次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局開地	<p>それでは、24ページをご覧ください。</p> <p>合わせて参考位置図28ページをお開きください。</p> <p>議案第28号、楠木町、納税猶予適格者証明です。</p> <p>申請地は、JR湯田温泉駅から北西へ1.2～1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。</p> <p>申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。</p>

事務局開地	<p>母の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。  相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。  御審議よろしく願いいたします。</p>
木原部会長	<p>ただいま事務局から議案説明がありました。  この議案は先日地区協議会において審議に付され、特に意見なしとの報告を受けております。  それでは、審議に入ります。  委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。</p>
	<p><b>【なし】</b></p>
木原部会長	<p>特に意見がないようですので、以上で納税猶予適格者証明についての議案審議を終わります。  それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第28号の納税猶予適格者証明に係る申請について採決を行います。  納税猶予適格者証明に係る申請について、証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><b>【委員挙手（多数）】</b></p>
木原部会長	<p>挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第28号の納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。  それでは次に、競売にかかる買受適格者証明についての審議を行います。  事務局より議案説明をお願いします。</p>
事務局開地	<p>それでは、25ページをご覧ください。  合わせて参考位置図30ページをお開きください。</p> <p>議案第29号、阿東徳佐中、競売にかかる買受適格者証明です。  申請地は、阿東総合支所から北東へ860mに位置する、農用地区域内の農地です。  申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。  トマトを中心とした農産物の生産を行うため農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。</p> <p>以上の競売にかかる買受適格者証明につきましては、議案書及びただいま</p>

事務局開地 御説明しましたとおり、取得後の全ての農地の効率的な利用、労働力・通作距離などをみても問題が無いため、農地法第3条第2項各号の不許可の事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものでございます。

なお、この議案につきましては、申請人が最高買受申出人又は、次順位買受申出人となり、農地法第3条許可の申請書を提出した場合において、買受適格証明の交付時と事情が異なっていない場合は、許可をしてよいかも合わせて御審議ください。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、審議に付され、許可基準にもとづく現地調査および議案審議を過て、農地部に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

**【なし】**

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で競売にかかる買受適格者証明の申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第29号の競売にかかる買受適格者証明の申請について採決を行います。

競売にかかる買受適格者証明書を発行すること及び申請人が今回の申請内容と同一内容の許可申請書を提出した場合、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

木原部会長 挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第29号の競売にかかる買受適格者証明の申請については、証明書を発行することとし、裁判所による「期間入札調書」等と共に、買受適格者証明の交付時と同一内容の許可申請書を提出した場合は、改めて農地部の審議を行わず許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地 それでは、26ページをご覧ください。

事務局開地

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第30号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計32筆48,981.88㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、27ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第31号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計9筆、20,296.88㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。

【なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。  
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地 それでは、28ページをご覧ください。  
議案第32号、農用地区域の変更について説明いたします。  
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が8件、3,594.12㎡、用途区域変更が5件、5,517.81㎡、編入申請が111件、68,522.40㎡でございます。  
御審議よろしくお願いたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第32号の農用地区域の変更について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第32号農用地区域の変更については、意見はないものとして決定し、山口市に回答します。

木原部会長

それでは次に、現況証明についての審議を行います。  
議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、29ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図31ページをお開きください。

議案第33号、現況証明、陶です。

登記地目が田の土地1筆、214㎡については、平成6年11月から道路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第34号、現況証明、秋穂東です。

登記地目が畑の土地1筆、474㎡については、昭和54年頃から2218番2の宅地と一体で利用され、倉庫敷地及び駐車場となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第35号、現況証明、阿知須です。

登記地目が田の土地1筆、計127㎡については、申請地は平成4年から近隣の造園業者の植木の仮置場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第36号、現況証明、徳地岸見です。

登記地目が田の土地2筆、2,889㎡については、昭和49年4月30日に所有権移転され、以降碎石置場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第33号から議案第36号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

それでは次に、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、30ページをご覧ください。

議案第37号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

30ページは、昨年度の農業委員会の状況で、農業の概要と農業委員会の体制となっております。

31ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の項目です。

集積目標3,043haに対し、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者が集積した実績は3,011haで、達成状況は98.94パーセントとなっております。

32ページは、新たに農業経営を営む者の新規参入者数です。平成28年度新規参入者数は、3経営体となっております。

33ページは、遊休農地に関する現状です。管内の農地面積9,250haに対して、利用状況調査でA判定とした遊休農地は196haとなっております。率にすると2.11パーセントとなっております。

遊休農地の解消と目標については、解消目標18haに対して、解消実績65ha、達成状況は、361パーセントとなっております。

34ページは、違反転用についてです。平成28年度の実績は0.2haとなっております。

35ページは農地法に係る申請件数です。

農地法第3条に基づく許可件数については、処理件数100件全て許可となっております。農地転用に関する事務、4条、5条の申請については、処理件数268件となっております。



事務局開地 36ページは、農地所有適格法人の報告と農地情報の提供等となっております。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願ひいたします。

【なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての議案審議を終わります。

それでは、第37号の採決を行います。

ただいま審議しました平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第37号は承認といたします。

それでは次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局開地 それでは、38ページをご覧ください。

議案第38号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

38ページは、農業委員会の状況で農業の概要と農業委員会の体制となっております。

39ページは担い手への農地の集積目標となっております。集積目標は、3,241haとしております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、新規参入者目標数6経営体、目標面積6haとしております。

40ページは、遊休農地に関する措置となっております。遊休農地面積1

事務局開地 96ha に対し、解消目標は、18ha となっております。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願ひします。

【なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についての議案審議を終わります。

それでは、第38号の採決を行います。

ただいま審議しました平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第38号は承認といたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願ひします。

事務局開地 本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の諮問事案については、全て「適当と認める」との回答を得ています。

報告については以上です。

木原部会長 ただいまの報告について、各委員さんから何か御質問がありましたらお願ひします。

【なし】

木原部会長 それでは、報告事項は終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。

木原部会長

す。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成29年度第3回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年6月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 木原 義則 印

署名委員 恒富 竹司 印

署名委員 長尾 進 印

記録者 杉山 圭治 印